

一般社団法人 日本臨床免疫学会 年次学術集会プログラム委員会規則

令和3年7月7日改定

(趣旨)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）の年次学術集会プログラム委員会（以下「委員会」という。）の組織等について定める。

(目的)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、総会の主題、シンポジウム、ワークショップ等の題目及び担当者の選定につき審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 年次学術集会会長と事務局長
- (2) 前年次学術集会会長と前事務局長
- (3) 次年次学術集会会長または事務局長
- (4) 総務委員
- (5) 年次学術集会会長が必要と認める会員

(委員長)

第4条 委員長は、年次学術集会会長があたる。

2. 委員長は、必要に応じて隨時委員会を招集し、開催することができる。

(改正)

第5条 本規則の改正は、委員会の審議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

本規定は、令和3年6月3日から施行する。